

# 平成22年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり公表します。

## 実質赤字比率

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する一般会計等の実質赤字額の割合をいいます。

標準財政規模...自治体が標準的なとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（普通交付税、税収入等）  
 一般会計等.....一般会計、住宅改良資金貸付特別会計、育英奨学貸付事業特別会計

## 連結実質赤字比率

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する全会計（一般会計等、及び公営企業会計を含む特別会計）の実質赤字額の割合をいいます。

特別会計.....国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険阿部診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、（病院事業会計、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計）（ ）は、公営企業会計

## 実質公債費比率

一般会計等の公債費、及び公営企業会計、一部事務組合等の公債費に対する負担や債務負担行為に基づく支出など、実質的な公債費相当額に充てられた一般財源を標準財政規模等で除した比率の3ヵ年平均です。

公債費.....地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金

## 将来負担比率

一般会計等が背負っている借金等が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分かを計る指標です。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
0 .0	0 .0	9 .5	20 .1
( 15 .0 )	( 20 .0 )	( 25 .0 )	( 35 0 .0 )

（ ）は早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり公表します。

## 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率です。

資金不足額.....法適用企業（病院、水道会計）は、流動資産から流動負債及び特定の地方債残高を引いた額  
 法非適用企業（上記以外の企業会計）は、実質赤字額

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
美波町病院事業会計	0 .0	20 .0
美波町水道事業会計	0 .0	20 .0
美波町簡易水道事業会計	0 .0	20 .0
美波町公共下水道事業会計	0 .0	20 .0
美波町漁業集落排水事業特別会計	0 .0	20 .0